

青森市中央卸売市場業務条例（平成十七年条例第百六十四号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第七条 略 （卸売業務の許可）</p> <p>第七条の二 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、第一項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの</p> <p>ハ 略</p> <p>五～七 略</p> <p>5・6 略</p>	<p>第一条～第七条 略 （卸売業務の許可）</p> <p>第七条の二 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、第一項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの</p> <p>ハ 略</p> <p>五～七 略</p> <p>5・6 略</p>
<p>第七条の三～第十二条の七 略 （せり人の登録）</p> <p>第十三条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、第一項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けて</p>	<p>第七条の三～第十二条の七 略 （せり人の登録）</p> <p>第十三条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、第一項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けて</p>

改正後	改正前
<p>いるときは、その登録をしてはならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三～六 略</p> <p>5・6 略</p> <p>第十四条～第十八条 略</p> <p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第十九条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三～八 略</p> <p>第二十条～第三十条 略</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第三十一条 市長は、第一種関連事業を営むことについて前条第二項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算し</p>	<p>いるときは、その登録をしてはならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三～六 略</p> <p>5・6 略</p> <p>第十四条～第十八条 略</p> <p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第十九条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三～八 略</p> <p>第二十条～第三十条 略</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第三十一条 市長は、第一種関連事業を営むことについて前条第二項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算し</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="300 365 735 394">て三年を経過しないものであるとき。</p> <p data-bbox="272 412 405 441">三～五 略</p> <p data-bbox="248 459 325 488">2 略</p> <p data-bbox="244 562 592 591">第三十二条～第八十六条 略</p>	<p data-bbox="871 365 1307 394">て三年を経過しないものであるとき。</p> <p data-bbox="844 412 976 441">三～五 略</p> <p data-bbox="820 459 896 488">2 略</p> <p data-bbox="815 562 1163 591">第三十二条～第八十六条 略</p>

青森市公設地方卸売市場業務条例（平成二十七年条例第四十号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第七条 略 （卸売業務の許可）</p> <p>第七条の二 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第一項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの</p> <p>ハ・ニ 略</p> <p>五・六 略</p> <p>4 略</p>	<p>第一条～第七条 略 （卸売業務の許可）</p> <p>第七条の二 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第一項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの</p> <p>ハ・ニ 略</p> <p>五・六 略</p> <p>4 略</p>
<p>第七条の三～第十四条 略 （仲卸業務の許可）</p> <p>第十五条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p>	<p>第七条の三～第十四条 略 （仲卸業務の許可）</p> <p>第十五条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>一 略</p> <p>二 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三～八 略</p> <p>第十六条～第二十六条 略 (許可の基準)</p> <p>第二十七条 市長は、第一種関連事業を営むことについて前条第二項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三～五 略</p> <p>2 略</p> <p>第二十八条～第七十五条 略</p>	<p>一 略</p> <p>二 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三～八 略</p> <p>第十六条～第二十六条 略 (許可の基準)</p> <p>第二十七条 市長は、第一種関連事業を営むことについて前条第二項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。</p> <p>三～五 略</p> <p>2 略</p> <p>第二十八条～第七十五条 略</p>

青森市公設地方卸売市場業務条例施行規則

(平成二十八年青森市条例第二号)

新旧対照表

改正後	改正前
第一条～第五条の三 略 (せり人の資格要件) 第五条の四 条例第十二条の六第一項の規則 で定める要件は、次のとおりとする。 一及び二 略 三 拘禁刑 以上の刑に処せられた者でその 刑の執行を終わり、又はその刑の執行を 受けることがなくなった日から起算して 一年を経過しないものでないこと。 四 略 第五条の五～第八十五条 略	第一条～第五条の三 略 (せり人の資格要件) 第五条の四 条例第十二条の六第一項の規則 で定める要件は、次のとおりとする。 一及び二 略 三 禁錮 以上の刑に処せられた者でその 刑の執行を終わり、又はその刑の執行を 受けることがなくなった日から起算して 一年を経過しないものでないこと。 四 略 第五条の五～第八十五条 略

【参考】青森市公設地方卸売市場業務条例（平成二十七年条例第四十号）

(せり人の資格等)

第十二条の六 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、せりを行うのに必要な経験及び能力を有することその他の規則で定める要件を満たす者でなければならない。

2・3 略